

久留米市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

(指定の有効期限)

第4条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定の更新)

第5条 法第115条の45の6の第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

(指定等)

第6条 市長は、第3条に規定する申請があった場合には、指定の適否を審査し、指定事業者の指定をするときは指定通知書（介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者）（第3号様式）により、指定をしないときは指定申請却下通知書（介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者）（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請があった場合には、指定更新の適否を審査し、指定事業者の指定更新をするときは指定更新通知書（介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者）（第5号様式）により、指定更新をしないときは指定更新申請却下通知書（介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者）（第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前2項の規定により指定又は指定更新を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、

その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定の拒否)

第7条 市長は、第3条又は第5条に規定する申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は更新をしないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、市が定める基準等に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3に規定するものをいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、法第77条第1項、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第115条の9、第115条の19、第115条の29、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る久留米市行政手続条例（平成8年久留米市条例第24号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者（法第70条第2項第6号の3に規定するものをいう。）が、法第77条第1項、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第115条の9、第115条の19、第115条の29、第115条の35第6項又は

第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、介護サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (9) 申請者が、法第77条第1項、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第115条の9、第115条の19、第115条の29、第115条の35第6項又は第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る久留米市行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第9条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第9条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に第9条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、久留米市暴力団排除条例(平成22年久留米市条例第19号)第2条第1号に掲げる暴力団若しくは同条第2号に掲げる暴力団員等又はこれらと密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (14) 申請者の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(変更等の届出)

第8条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定内容変更届出書(第7号様式)により10日以内に、その旨を

市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第9条 指定事業者は、指定を受けた事業（以下「指定事業」という。）を廃止し、又は休止しようとするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止届出書（第8号様式）によりその廃止又は休止の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定事業を再開しようとするときは、再開の2月前までに、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者再開届出書（第9号様式）及び関係書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、第1項の規定による指定事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該指定事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定事業者の指定の取消)

第10条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消したとき、又は当該指定の全部又は一部の効力を停止したときは、指定事業者指定取消（効力停止）通知書（介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者）（第10号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(事業所情報の公表及び提供)

第11条 市長は、第6条（第3項を除く）又は第8条から第10条までの規定による指定、届出、廃止、休止、再開又は取消若しくは停止（以下「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 指定更新年月日
- (5) 事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止期間
- (6) 運営規程
- (7) 介護保険事業所番号

- (8) 役員等の氏名及び生年月日（第10条の規定による指定の取り消し又は全部若しくは一部の効力を停止した場合に限る。）

（公示）

第12条 市長は、指定等（休止及び再開を除く）をしたときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日、指定更新年月日、事業廃止年月日、指定取消年月日又は事業停止年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 役員等の氏名及び生年月日（第10条の規定による指定の取り消し又は全部若しくは一部の効力を停止した場合に限る。）

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、指定に必要な準備行為を行うことができる。